第４章
障害者への支援

障害者の健康福祉

障害のある人もない人も、その個性を互いに尊重し合い、安心して暮らしていくことができる共生社会の実現を目指し、平成 18 年度には「障害者自立支援法」、平成 25 年度には「障害者総合支援法」が施行され、現在も様々な制度改正が行われています。

明石市においては、「誰もが地域で安心していきいきと暮らせる支えあいによる共生のまちづくりの実現」を基本理念とし、障害者施策を総合的に推進するための基本方針として「明石市障害者計画」を、また障害福祉サービス等にかかる給付やその他支援施策の方向性及び目標を定めた「明石市障害福祉計画・明石市障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、各種の障害福祉施策を推進しています。

1　障害者福祉推進事業

障害者に対する福祉サービス、保健・医療・教育及び市民啓発等の各事業を総合的に協議し、障害者の住みよいまちづくりを推進するために、行政と市民が一体となって事業の推進を図っています。

⑴　明石市地域自立支援協議会

障害者施策の推進を図るため、市民及び行政の代表による協議会を設けています。

⑵　障害者就労・生活支援事業

平成 21 年 10 月から事業委託により「障害者就労・生活支援センター　あくと」を開設し、障害のある方の就労を促進し、職業生活における自立を図るため、対象者やその家族に対する指導・助言等の支援のほか、障害者を雇用しようとする事業主の開拓などを行っています。

〔事業概要〕

①	名　　称	障害者就労・生活支援センター　あくと
②	所　在　地	明石市東仲ノ町 3-25　アスピア明石東館 207
③	事業受託者	社会福祉法人明桜会
④	開 所 時 間	月曜日から金曜日　午前 9 時から午後 5 時まで (祝日、12/29～1/3 休)

⑶　ふれあいの旅事業

障害者（児）及びその保護者がボランティア等と共に集い、相互の理解と親睦を深める交流活動を支援し、障害者（児）の社会参加の促進を図っています。

2　相談業務

⑴　福祉事務所

障害者の総合的な窓口として相談・助言にあたるほか、関係機関への紹介などの業務を行っています。

⑵　相談員

家庭における養育、生活、施設入所などの相談を受け、適切な指導や助言を行い、必要な場合には、関係機関に連絡、調整を図っています。

① 身体障害者相談員の相談件数 （単位：件）

内容／年度	相談員数（人）	手帳申請	更生医療	補装具	施設入所	職業	結婚	障害年金	税の減免	生活	医療保険	資金その他	計
平成 29	27	135	34	107	34	27	17	49	54	873	120	70	1,520
平成 30	27	121	43	97	38	24	13	60	45	893	109	47	1,490
平成 31	27	117	35	68	37	25	7	55	57	790	128	68	1,387
令和 2	26	124	51	39	49	10	15	59	26	539	129	92	1,133
令和 3	25	106	24	37	10	16	3	22	22	529	61	108	938

② 知的障害者相談員の相談件数 （単位：件）

内容／年度	相談員数（人）	養育	生活	施設入所	就学	就職	家族関係	その他	計
平成 29	6	6	14	11	0	0	19	1	51
平成 30	6	0	13	20	0	0	22	3	58
平成 31	6	5	25	10	0	0	13	11	64
令和 2	6	0	1	0	0	0	1	8	10
令和 3	6	0	0	1	0	0	0	1	2

③ 精神障害者相談員の相談件数 （単位：件）

内容／年度	相談員数（人）	家族・家庭	法律	経済	生活	福祉サービス	社会復帰・参加	健康・医療	計
平成 29	14	288	16	106	224	149	191	240	1,214
平成 30	16	312	8	66	203	210	227	230	1,256
平成 31	17	122	10	37	85	116	181	119	670
令和 2	17	138	9	45	115	137	102	123	669
令和 3	15	85	8	56	105	81	135	113	583

3 障害者手帳の交付

⑴ 身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能、肝臓機能に障害のある人に交付します。手帳は、障害の程度により１級から６級までの区分があります。

本市における身体障害者手帳の所持者数は、令和 4 年 3 月 31 日現在 11,067 人です。内、18 歳以上は 10,836 人、18 歳未満は 231 人です。

① 身体障害者手帳所持者数（障害・程度別）（令和 4 年 3 月 31 日現在/単位：人）

等級／障害	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障害	2194	2693	461	491	1301	470	7579
聴覚・平衡機能障害	531	1639	964	2422	70	4169	9825

音声・言語・そしゃく機能障害	10 0	7 0	67 0	53 0	－	－	137 0
肢体不自由	930 62	1094 34	973 12	1668 11	608 3	318 4	5,591 126
心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害	1,934 49	65 1	647 13	724 8	－	－	3,370 71
計	3,146 116	1,602 47	1,832 30	2,730 21	745 4	781 13	10,836 231

*上段は 18 歳以上、下段は 18 歳未満の数です。

② 動態調　（単位：人）

区分 年度	前年度3月末累計 A	新規交付数 a	転入数 b	転出・返還数 c	差引計 A+(a+b−c)
平成 29	11,662	663	129	812	11,642
平成 30	11,642	763	138	1,068	11,475
令和元	11,475	689	115	958	11,321
令和 2	11,321	657	106	871	11,213
令和 3	11,213	596	103	845	11,067

⑵ 療育手帳

療育手帳は、発達途上（おおむね 18 歳未満）において、何らかの原因によって脳の発達がうまくいかなかったことや、脳に障害を受けたことを原因として、知能の働きが弱く、自己の身辺の事柄の処理及び社会生活への適応が困難な状態にある人に、本人又は保護者の申請に基づき交付しています。

手帳は、障害の程度により、Ａ（重度）、Ｂ１（中度）、Ｂ２（軽度）の３段階に区別されています。

本市における療育手帳の所持者数は、令和４年３月 31 日現在 3,307 人です。内 18 歳以上は 2,043 人、18 歳未満は 1,264 人です。

療育手帳所持者数（程度別）　（各年度３月 31 日現在/単位:人）

年度	区分＼程度	Ａ（重度）	Ｂ1(中度)	Ｂ2(軽度)	計
平成 29	18 歳未満	201	113	611	925
	18 歳以上	754	548	431	1,733
	計	955	661	1,042	2,658
平成 30	18 歳未満	208	132	665	1,005
	18 歳以上	763	560	485	1,808
	計	971	692	1,150	2,813
令和元	18 歳未満	192	140	756	1,088
	18 歳以上	791	578	530	1,899
	計	983	718	1,286	2,987
令和 2	18 歳未満	196	148	832	1,176
	18 歳以上	809	602	570	1,981
	計	1,005	750	1,402	3,157
令和 3	18 歳未満	203	171	890	1,264
	18 歳以上	810	618	615	2,043
	計	1,013	789	1,505	3,307

⑶　精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある方に対して手帳の取得は、福祉的サービスが受けやすくなり、自立と社会参加を促進する手助けとなるため、本人の申請に基づき手帳を交付しています。

手帳は、障害の程度により、1級から3級の3段階に区分されています。

本市における精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和4年3月 31 日現在で、1級 259 人、2級 1,759 人、3級 1,051 人の合計 3,069 人です。

精神障害者保健福祉手帳所持者数　（各年度 3 月 31 日現在/単位:人）

等級／年度	1　級	2　級	3　級	計
平成 29	271	1,526	652	2,449
平成 30	298	1,642	792	2,732
令和元	306	1,722	892	2,920
令和 2	266	1,682	925	2,873
令和 3	259	1,759	1,051	3,069

4　医療費の助成

⑴　自立支援医療

障害部位の除去または障害程度を軽減し、障害者や障害児の生活能力、職業能力の向上を図るための医療費を助成しています。

①更生医療（18 才以上）　（単位:円）

年　度	件数	更生医療支給額
平成 29	200	281,127,807
平成 30	208	275,929,147
令和元	255	284,835,915
令和 2	267	310,505,759
令和 3	233	325,643,296

②育成医療（18 才未満）　（単位:円）

年　度	件数	育成医療支給額
平成 29	37	1,901,214
平成 30	45	1,982,409
令和元	40	1,806,866
令和 2	26	1,221,385
令和 3	18	1,220,046

⑵　重度障害者医療

重度障害者の医療費の一部(保険診療の自己負担分から一部負担金を控除した額)を助成しています。

―対象となる人―

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B1 又は精神障害者保健福祉手帳

１、２級の所持者で本人、配偶者及び扶養義務者の市民税所得割額の合計額が２３万５千円未満である者。ただし、身体障害者手帳３級で、視覚、聴覚、平衡、肢体、音声、言語、そしゃくなどの外部障害の者は、本人、配偶者、扶養義務者、及び同一世帯員に市民税の所得割が課せられていない者。

５　年金・手当等

生活上の経済的不安を軽減するため、国民年金に定める障害基礎年金のほか、次の施策を行っています。

⑴　重度心身障害者介護手当

居宅で６か月以上ねたきりの状態等にある重度心身障害者を常時介護している人に給付します。

区分 年度	対　象　者	受給者数（人）	件　数（件）	年　額（円）	合計金額（円）
平成 29	身体障害者	6	81	100,000	675,000
	知的障害者	4	49		408,333
	重複障害者	3	51		425,000
	計	13	181		1,508,333
平成 30	身体障害者	2	59	100,000	491,666
	知的障害者	3	40		333,333
	重複障害者	2	19		158,333
	計	7	118		983,332
令和 1	身体障害者	2	34	100,000	300,000
	知的障害者	4	39		308,332
	重複障害者	1	12		100,000
	計	7	87		708,332
令和 2	身体障害者	2	24	100,000	216,666
	知的障害者	3	37		333,333
	重複障害者	1	12		100,000
	計	6	73		649,999
令和 3	身体障害者	2	24	100,000	200,000
	知的障害者	3	36		300,000
	重複障害者	1	12		100,000
	計	6	72		600,000

＊　受給者数は、各年度末の数値です。

⑵　特別障害者手当等

①　特別障害者手当

身体障害者手帳２級以上、重度の精神障害等が重複し、在宅で日常生活において常時介護を必要とする 20 歳以上の人に給付します。

※受給者数は、各年度末(3 月 31 日現在)の数値です。

区分 年度	受給者（人）	件数（件）	最終月額（円）	合計金額（円）
平成 29	262	2,998	26,810	80,386,100
平成 30	273	3,174	26,940	85,439,960
令和元	286	3,308	27,200	89,836,420
令和 2	296	3,430	27,350	93,726,500
令和 3	306	3,552	27,350	97,147,200

② 障害児福祉手当

在宅の重度障害児(身体障害者手帳１級及び２級の一部、最重度知的障害)で、日常生活において常時介護を要する 20 歳未満の人に給付します。

※受給者数は、各年度末(3 月 31 日現在)の数値です。

区分 年度	受給者（人）	件数（件）	最終月額（円）	合計金額（円）
平成 29	175	2,006	14,580	29,254,060
平成 30	170	1,987	14,650	29,085,960
令和元	175	2,067	14,790	30,525,150
令和 2	193	2,193	14,880	32,600,160
令和 3	202	2,428	14,880	36,128,640

③　経過的福祉手当

在宅の重度障害者(身体障害者手帳１級及び２級の一部、重度知的障害)で日常生活において常時介護を必要とし、障害を事由とする年金等を受給していない20歳以上の人で、昭和 61 年 3 月 31 日までに申請した人に支給しています。

※受給者数は、各年度末(3 月 31 日現在)の数値です。

区分 年度	受給者（人）	件数（件）	最終月額（円）	合計金額（円）
平成 29	6	91	14,580	1,327,100
平成 30	5	71	14,650	1,039,310
令和元	4	55	14,790	812,050
令和 2	4	48	14,880	713,520
令和 3	4	48	14,880	714,250

⑶　特別児童扶養手当

障害を有する 20 歳未満の児童を扶養している親又は養育者に給付します。(P 21 参照)

⑷　心身障害者扶養共済

身体障害者（１級～３級)、知的障害者又は精神障害者の保護者が毎月掛金を払い込み、保護者が死亡又は重度の障害者となったときは、残された障害者の生存中、年金を支給します。

＊ 年金額は、月額 20,000 円です。

（各年 4 月 1 日/単位：人）

区分 年度	加入者数	年金支給者
平成 30	77	83
令和元	76	85
令和 2	76	86
令和 3	72	84
令和 4	79	82

6　日常生活の援護

⑴　補装具

身体的な障害を補い、あるいは残存機能を最大限に活用して、日常生活を容易にさせるための用具の費用（購入、修理等）を支給しています。

（単位：件・円）

年　度	助成対象件数	補装具費支給額
平成 29	652	71,569,093
平成 30	704	75,245,174
令和元	735	92,547,343
令和 2	665	76,326,399
令和 3	726	69,070,282

⑵　日常生活用具

障害者が、日常生活の動作をより円滑に行えるようにするため、必要な生活用具を給付しています。

（単位：件・円）

年　度	給付対象件数	日常生活用具給付額
平成 29	6,092	70,028,594
平成 30	6,401	72,739,558
令和元	6,597	75,714,073
令和 2	6,765	75,560,809
令和 3	6,901	75,474,178

⑶　障害者総合支援法による障害福祉サービス

平成 25 年度より障害者総合支援法が施行され、障害者の範囲に新たに難病患者等の方々が加わりました。

障害福祉サービスは、居宅介護などの「自立支援給付」と移動支援などの「地域生活支援事業」で構成されており、個々の障害のある方の障害程度やその他の諸事情を踏まえ支給決定します。

⑷　手話通訳者の設置

市役所開庁日に手話通訳者を設置し、窓口に来られる聴覚・言語障害者の手話通訳を行っています。

平成 29 年度より設置手話通訳者として、4 名を任期付職員として採用。

⑸　要約筆記者の派遣

聴覚･言語障害者が外出する際に､要約筆記者の派遣を行っています。(平成 29 年度からは、障害福祉課以外の課での行事派遣も含む実

（単位：人・時間・円）

年　度	登録人員	活動時間	合計金額
平成 29	22	1,171.0	2,046,170
平成 30	23	1,504.0	2,670,410
令和元	22	1,536.0	2,925,150
令和 2	20	445.0	811,680
令和 3	19	731	1,356,040

績を記載）

⑹　手話通訳者の派遣

聴覚･言語障害者が外出する際に、手話通訳者の派遣を行っています。（平成 29 年度からは､障害福祉課以外の課での行事派遣も含む実績を記載）

（単位：人・時間・円）

年　度	登録人員	活動時間	合計金額
平成 29	30	2,687.0	5,063,440
平成 30	30	2,624.0	4,991,560
令和元	30	2,346	4,350,580
令和 2	30	1,028	1,955,584
令和 3	29	1,214	2,309,770

⑺　自動車改造費の助成

重度の肢体障害者が、仕事や通勤のために購入する自動車のアクセル、ブレーキ、ハンドル等の改造費の助成を行っています。

（単位：人・円）

年　度	助成対象者数	改造助成額
平成 29	7	700,000
平成 30	4	400,000
令和元	3	300,000
令和 2	5	410,006
令和 3	4	400,000

⑻　自動車運転免許取得費の助成

障害者手帳を所持する者が、就労と行動範囲拡大のため、自動車運転免許を取得するのに要する費用の一部を助成しています。

（単位：人・円）

年　度	助成対象者数	免許取得助成額
平成 29	6	600,000
平成 30	10	1,000,000
令和元	7	700,000
令和 2	10	1,000,000
令和 3	12	1,200,000

⑼　障害者優待乗車券等の交付

身体障害者、知的障害者又は精神障害者に対して、障害者優待乗車券等を交付しています。（次の中からいずれか一つを選択）

①介護付バス共通優待乗車証（シール）

明石市内の神姫バス･山陽バス･たこバスに、本人及びその介護者(1 名)が無料乗車できます。

＜対象者＞　身体障害者　第 1 種
知的障害者　第 1 種(A 判定)
精神障害者　1 級

（単位：枚）

年　度	交付数
平成 29	2,599
平成 30	2,686
令和元	2,814
令和 2	2,843
令和 3	2,852

②福祉タクシー利用券（チケット）

明石市内で指定のタクシー事業者を利用した場合に使える割引チケットを交付しています。(1 枚 500 円の券を年 48 枚交付)

＜対象者＞　身体障害者　1･2 級
知的障害者　第 1 種(A 判定)
精神障害者　1 級

（単位：冊）

年　度	交付数
平成 29	3,861
平成 30	3,916
令和元	3,977
令和 2	3,874
令和 3	3,834

③単独バス共通特別乗車証（シール）

明石市内の神姫バス・山陽バス・たこバスに、本人が無料乗車できます。

＜対象者＞　身体障害者　第２種
知的障害者　第２種(B1･B2 判定)
精神障害者　2・3 級

（単位：枚）

年　度	交付数
平成 29	7,878
平成 30	8,135
令和元	8,410
令和 2	8,608
令和 3	8,897

⑽　ボランティア養成講座

市内在住又は在勤でボランティアを志す人を対象に、手話奉仕員、点訳、朗読奉仕の養成講座を行っています。

（単位：人）

年　度	手話	点訳	朗読奉仕
平成 29	46	9	10
平成 30	39	7	6
令和元	35	4	8
令和 2	0	0	0
令和 3	23	8	10

⑾　手話通訳者・要約筆記者の養成講座

明石市登録手話通訳者及び登録要約筆記者を目指す人を対象に、手話通訳者、要約筆記者の養成講座を行っています。

（単位：人）

年　度	手話通訳者	要約筆記者
平成 30	15	4
令和元	9	7
令和 2	0	0
令和 3	6	11

7　施設等への入所等

身体障害者及び知的障害者が、必要な訓練などを受けるため、次のような施設へ入所しています。

⑴ 障害者支援施設(身体)　（令和 4 年 3 月 31 日現在）

施設名	所在地	入所者数
自立生活訓練センター	神戸市	11
西はりまリハビリテーションセンター	たつの市	3
ワークホーム明友	神戸市	2
愛光園	姫路市	2
希望の家サンホーム	宝塚市	~~2~~
小野起生園	小野市	1
いこいの村・栗の木寮	京都府・綾部市	1
恵生園	朝来市	3
三愛園	姫路市	2
博由園	明石市	25
三田療護園	三田市	6
シャイン	〃	5
茨木療護園	大阪府・茨木市	1
ライフガーデン加古川	加古川市	4
リバティ神戸	神戸市	6
むさしの里	高砂市	2

カトレアの園	西宮市	1
オレンジ西宮	〃	1
ナーシングピア加西	加西市	1
兵庫中央病院	三田市	2
さざんか療護園	神戸市	3
フローラ・ほくだん	淡路市	2
光道園	福井県・鯖江市	1
のぎく療育園	多可郡	1
兵庫あおの病院	小野市	6
医療福祉センターさくら	三田市	10
千種川リハビリテーションセンター	佐用町	2
みどりの里	鹿児島県・日置市	1
鈴鹿病院	三重県・鈴鹿市	2
西宮すなご医療福祉センター	西宮市	1
国立神戸視力障害センター	神戸市	1
二郎苑	神戸市	1
姫路聖マリア病院	姫路市	1
夢前リハビリセンター	姫路市	2
希望の家グリーンホーム	宝塚市	1
計		116

⑵　障害者支援施設（知的）　（令和４年３月31日現在）

施設名	所在地	入所者数
あゆみの里	神戸市	4
あさぎりの里	〃	2
上野丘更生寮	〃	1
神戸明生園	〃	1
ひふみ園	〃	2
よろこび荘	〃	1
とこはの家	〃	1
陽気寮	〃	1
姫路学園	姫路市	1
ゆめさきの家	〃	2
大地の家	明石市	42
ななくさ育成園	西宮市	1
芦屋翠ホーム	〃	1
若狭野荘	相生市	2
生活支援センター	加古川市	2
ハピネスさつま	〃	11
赤穂精華園成人寮	赤穂市	9
赤穂精華園授産寮	〃	3
三木精愛園	三木市	9
三田こぶしの園	三田市	5
希望の郷	加西市	2
ふるさと寮	多可町	2
ひのもと青年寮	〃	2
もちの木園	福崎町	3
協和学園	たつの市	4
栗の木荘	〃	7
アルーラ	〃	1
パレットたつの	〃	2
愛心園	上郡町	5
いちょう園	佐用町	1
播磨園	〃	3

三原ホーム	〃	1
春日育成苑	丹波市	1
五色精光園	洲本市	1
しそう自立の家	宍粟市	1
出石精和園（成人寮）	豊岡市	1
出石精和園（第３成人寮）	豊岡市	2
止揚学園	滋賀県・東近江市	1
リーブ・フルーリー	西宮市	1
蒜山慶光園	岡山県・真庭市	1
笠置寮	福岡県・飯塚市	1
魁	京都府・城陽市	1
いちれつ学園	多可町	2
住倉学園	岡山県・倉敷市	3
さわらび学園（児）	神戸市	2
五色精光園第２成人寮	洲本市	3
上野丘学園	神戸市	0
障がい者支援センターてらだ	加古川市	1
やすらぎの郷	福井県小浜市	1
中辺路白百合学園	和歌山県・田辺市	1
計		158

(3)　障害児（者）通園費の助成

障害児（者）通園施設等に通園する障害児（者）及びその付添者に対し、通園に係る交通費の助成を行っています。

年　度	助成費（円）	対象者数（人）
平成 29	31,725,370	557(延 1,102)
平成 30	33,282,180	651(延 1,165)
令和元	36,650,950	646(延 1,295)
令和 2	36,486,620	654(延 1,240)
令和 3	37,999,210	689(延 1,297)

8　明石市立木の根学園

⑴　設置目的

知的障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービスを行っています。

⑵　施設の概要

①　所在地　明石市大久保町大窪 2752

②　沿　革

昭和 43 年５月　藤江母子寮内で開園、明石地区手をつなぐ親の会が運営
昭和 46 年４月　市の施設となる
昭和 49 年４月　厚生省認可、知的障害者通所授産施設・明石市立木の根学園として、現在地に園舎新設（定員 40 名）
昭和 53 年４月　定員 45 名となる
昭和 54 年４月　定員 50 名となる

昭和 57 年４月　通所更生施設（定員 40 名）を新設、授産施設が定員 40 名となる
昭和 61 年４月　更生施設が定員 50 名となる
昭和 62 年４月　授産施設が定員 50 名となる
平成 11 年５月　更生施設・授産施設の一体化運営を始める
平成 12 年４月　施設名称を「ひまわり工房」「たんぽぽ工房」に変更する
平成 23 年４月　障害者自立支援法による新体系の事業所に移行する
平成 24 年４月　指定管理者制度の導入により「社会福祉法人　明桜会」が運営を行う
平成 24 年 10 月　事務所棟を建設、「たんぽぽ工房」「ひまわり工房」の各定員 52 名になる
平成 25 年４月　「たんぽぽ工房」「ひまわり工房」の各定員 54 名になる
平成 26 年４月　「たんぽぽ工房」「ひまわり工房」の各定員 56 名になる
平成 27 年４月　「たんぽぽ工房」「ひまわり工房」の各定員 58 名になる
平成 28 年４月　「たんぽぽ工房」「ひまわり工房」の各定員 60 名になる
短期入所施設を開設　定員男女各３名 緊急用１名(男女兼務)
平成 29 年４月　以降５年間の指定期間について「社会福祉法人　明桜会」が運営を行う
令和３年６月　新型コロナ拡大に伴い指定期間を令和５年３月末まで延長

③　規　模

敷地面積　11,322 ㎡

建物の構造及び面積

・ひまわり工房：鉄筋コンクリート造平屋建　918 ㎡
・たんぽぽ工房：鉄筋コンクリート造平屋建　825 ㎡
・短期入所施設：軽量鉄骨造平屋建　294 ㎡
・事務所（管理）棟：軽量鉄骨造２階建　210 ㎡（延床面積 420 ㎡）
・保護者控室：軽量鉄骨造平屋建　91 ㎡

④　定　員

ひまわり工房　60 人
たんぽぽ工房　60 人

⑶　事業概要

①　指定管理者　社会福祉法人 明桜会（明石市大久保町大窪 2752-1）

②　日課（標準）

	9:00～	10:00～	12:00～	PM1:00～	2:45～	3:05～	3:35
日課	登園 更衣 朝礼 体操	作業 活動	昼食 歯磨き 休憩	作業 活動	清掃 更衣	終礼	降園

③　主な年間行事

4月	始園式・個別懇談
5月	ハイキング・ゆうあいスポーツ大会・健康診断
6月	ばんたん親善運動会・障害者交流運動会・内科検診
7月	エンパワメント活動
8月	
9月	研修旅行
10月	研修旅行
11月	歯科検診・ばんたんゆうあい文化祭
12月	育成会クリスマス会
1月	新年会・内科検診
2月	合同講演会
3月	木の根のつどい

④　主な作業内容

	自主作業	下請作業	委託作業
ひまわり工房	・さをり織 ・結び織 ・マット編み	・ハンガー再生	・公園の灌水 ・清掃
たんぽぽ工房	・焼き菓子 ・マット編み ・マフラー編み ・農園	・箱折り ・軽作業	・公園の灌水 ・清掃

発達支援

平成１７年４月に施行された「発達障害者支援法」や平成１９年４月から全国の小中学校で始まった「特別支援教育」など『発達障害』を取り巻く環境は大きく変化し、社会的に発達障害の認知が広まってきました。

こうした背景のもと、明石市では、発達障害のある方々のライフステージを通じた支援策を検討し、その支援の拠点として平成２１年４月に発達支援センターを開設しました。

『発達支援センター』では、幼児期から小中学校に通う学齢期、そして高校、大学から成人期に至るまで、ライフステージを通じた支援を行っています。本人はもちろん、家族、学校園の教職員からの相談にも応じ、助言や関連情報の提供などを行っています。また、関係者を対象とした研修会の開催や発達障害にかかる様々な情報の提供を行うとともに、保護者の団体をはじめ関係機関とも十分な連携を図っています。

こうした活動を通じて、発達支援センターは、発達障害をはじめ、支援を必要としている方やそのご家族への支援の拠点となるよう努めています。

≪参考≫　発達障害者支援法では、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害など、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）、学習障害（ＬＤ）その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」としている。

医療型児童発達支援センター『ゆりかご園』（定員４０人）では、就学前の肢体不自由児等を対象に身体的･精神的な自立に向けた療育をしています。また、卒・退園児を中心とした外来リハビリテーションも実施しています。

児童発達支援センター『あおぞら園』（定員３０人）では、知的発達に支援が必要な就学前の児童を対象に、集団での保育や個別の訓練などの療育を通じて社会性や適応力が育つよう支援しています。

児童発達支援事業『きらきら』（定員１０人）では、知的発達支援が必要な就学前の児童を対象に、保護者同伴か単独通園による療育を実施し、親子の関わり方や集団でのルールやコミュニケーションを学べるよう支援しています。

1　発達支援センター

⑴　設置目的

発達障害児者等に関する相談、助言、情報提供その他必要な援助を継続的に行うことにより、発達障害児者等及びその家族の生涯にわたる支援を図ります。

⑵　施設の概要

①　名称

明石市立発達支援センター

②　所在地

明石市相生町2丁目5-15　北庁舎2階

③　受付日時

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～午後5時

⑶　事業の概要

①　個別相談

専門スタッフが面接による日常生活や発達支援、就労などに関する相談に対応します。

（ア）面接相談

【相談件数】　（単位：件）

		就学前	小学生	中学生	高校生	成人	合計	
平成29	初回	38	70	14	8	31	161	1,074
	継続	75	442	135	78	276	1,006	
平成30	初回	56	67	27	6	33	189	1,167
	継続	94	487	212	89	271	1,153	
令和元	初回	76	79	15	7	25	202	1,568
	継続	221	579	184	93	289	1,366	
令和２	初回	65	44	8	3	20	140	1,566
	継続	231	559	183	91	362	1,426	
令和３	初回	61	74	11	4	35	185	1,678
	継続	257	586	146	82	422	1,493	

（イ）就労支援活動

【内容】　（単位：回）

	職場訪問	ケース会議	関係機関同行訪問	関係機関連携会議	その他	合計
平成29	1	21	23	39	4	88
平成30	1	16	14	37	4	72
令和元	1	12	16	16	4	49
令和２	2	25	25	9	6	67
令和３	3	9	25	0	21	58

②　訪問相談（のべ件数）

担当相談員が相談者の所属する保育施設、幼稚園、学校、事業所などへ、依頼に応じて訪問を行い、行動観察をはじめ、個別の支援会議の実施、教員や保育士等への対応助言を行っている。

また、相談者に関わっている医療機関、相談機関、関係課への同行訪問や、関係者間の支援会議も実施している。

	保育施設幼稚園	小学校	相談機関	医療機関	事業所	自宅	その他	合計
平成28年度	52	71	11	3	21	3	23	184
平成29年度	33	43	18	6	31	12	30	173
平成30年度	38	51	16	13	18	11	17	164
令和元年度	41	34	18	7	15	8	18	141
令和２年度	34	36	33	7	23	13	11	157
令和３年度	20	52	22	8	15	27	8	152

③　啓発活動、研修

発達障害に関する正しい理解や支援の方法を広めるために、情報の収集を行うとともに講演会、研修会を企画開催しています。

発達障害児者に関わる支援機関やサービスに関する情報をまとめた「療育・就労支援ガイドブック」や、発達障害児者の保護者と支援者等の連携のため生育歴や支援内容の記録が可能な「サポートノート」を作成するほか、「発達障害の理解のために」パンフレットの活用をはじめ、発達障害に関する図書の貸し出しやホームページによる啓発も行っています。

【研修会等】　（単位：回・人）

	開催回数	参加者人数（概数）	対象者（回数）＊重複あり				
			保育士幼稚園教諭	小学校中学校教諭	保護者一般	福祉関係者	その他
平成29	53	1,204	8	5	16	8	5
平成30	52	1,152	12	6	18	22	2
令和元	38	900	9	5	18	6	3
令和２	21	225	0	0	18	1	2
令和３	35	1,598	4	6	19	14	1

④　関係機関との連携

ひょうご発達障害者支援センタークローバーをはじめ、県立こども発達支援センターや相談支援事業所、関係行政機関との連携を図るとともに、兵庫教育大学との連携協定に基づき、より効果のある支援をめざしています。

２　医療型児童発達支援センター「ゆりかご園」

⑴　設置目的

児童福祉法に規定された医療型の児童発達支援センターです。

身体に障害や発達に遅れのある就学前の乳・幼児が保護者とともに通園し、理学療法や作業療法、言語聴覚療法、保育、日常生活指導などにより、将来的な自立の基礎を養います。

また、学齢期以降も利用者からの希望があり、医師が必要と判断した場合はリハビリテーションを外来診療により２２歳まで継続しています。

⑵　施設の概要

①　所在地

明石市大久保町大窪2752番地

②沿革

昭和44年10月　藤江母子寮内で開園し、明石市肢体不自由児父母の会が運営する

昭和46年4月　市の施設となる

昭和48年4月　現在地に園舎を新設移転し、肢体不自由児通園施設として厚生省の認可を受ける

医療法の診療所としての認可を受ける

平成6年5月　外来（主に卒・退園児中心）のリハビリテーションを開始する

平成7年2月　理学療法（Ⅱ）の施設基準の届出受理される

平成9年5月　　作業療法（Ⅱ）の施設基準の届出受理される
平成14年4月　言語聴覚療法（Ⅱ）の施設基準の届出受理される
平成18年4月　障害児（者）リハビリテーション料の施設基準の届出受理される
平成24年4月　改正児童福祉法の規定により医療型児童発達支援センターとしてみなし指定を受ける
平成25年4月　児童福祉法の規定により医療型児童発達支援センターとして指定を受ける
平成26年4月　児童福祉法の規定により保育所等訪問支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の指定を受ける

③　規模
敷地面積　2,847㎡
建物の構造及び面積　鉄筋コンクリート造平屋建て　632.88㎡
定員　40人

④　開園日
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
年少組（0～2歳児）9時20分～13時20分
年長組（3～5歳児）9時20分～15時

⑶　指導目標と内容
子どもたちへは自分らしくいきいきと主体的に地域で生活していける人に育つよう、保護者へは子どもとともに地域で生活していく力を培えるよう、ニーズに応じて各部門が連携しながら療育を進めます。

①　医療指導
小児科医や整形外科医の診療による医療指導を行います。
看護師が日常的な健康管理や健康指導を行います。

②　保育
子ども１人ひとりを大切にし、遊びの中で自立に向けて日常生活や社会性を身につけていけるよう援助します。必要に応じて育児支援も行います。

③　リハビリテーション
医師の指示により子どもの心身両面の発達向上のための療育を行います。
理学療法士や作業療法士が障害の程度に応じた個別療法を行うとともに、保護者（付添者）に家庭での日常生活動作などについて指導し

ます。

言語聴覚士が食べることや口腔機能の向上、コミュニケーション能力の向上などの指導を行います。

④　療育相談

療育上のさまざまな問題について、各部門の職員が必要に応じた療育相談を行います。

⑤　関係機関との連携

学校・幼稚園や保育所等と連携し、本人やスタッフに対する支援を行います。また、必要に応じ、机や椅子の改造などの提案や協議を行います。

⑥　補装具等の製作

医師の指示を受け、補装具製作を行います。また、保護者の介助負担軽減や子どもの生活向上のため、日常生活用具や移動介助用具等の製作・補修なども行います。

⑷　園児の現状

疾病や障害が多様化、重度化するなか、園児にも重複障害児や超重症児が見られるようになってきました。

医療機関や乳幼児健康診査からの紹介などで、０歳児からゆりかご園に相談に訪れる子どもも多くなり、状況により入園または外来で療育を行っています。また、ゆりかご園に在園しながら地域の幼稚園や保育所に入園する子どもも増え、地域との連携が必要となっています。

①　入・退園児の状況　（令和3年度／単位：人）

年度初日在籍数	年度初日入園児数	年度途中入園児数	年度途中退園児数	年度末退園児数	年度末在籍数
24	0	13	3	6	34

②　延出席数の推移　（単位：人）

項目＼年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
延出席数	2,010	2,051	2,342	1,898	1,868
開園日数	226	221	225	222	218

※　開園日数は警報等による臨時休園を除く。

③　卒・退園児の進路　（単位：人）

進路＼年度		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
学齢児	明石養護学校	1	1	6	3	1
	神大附属特別支援学校					
	神戸市内養護学校				1	
	その他特別支援学校	1				
	明石市内普通校	1			3	3
	神戸市内普通校					
その他	保育所		1		1	
	幼稚園	1		1	2	2
	在宅					
	入院					
	他施設	3	2	1	3	
	その他			1		
合　計		7	4	9	13	6

※　その他には転居・死亡等を含む。

⑸　保育所等訪問支援事業

平成２６年度から保護者からの要望に応じて、学校・幼稚園・保育所等へ訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援を行う保育所等訪問支援事業を開始しています。

（単位:件）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
訪問件数	11	14	16	8	13

⑹　相談支援事業

平成２６年度から福祉サービスの利用を調整し、サービス等利用計画を作成する相談支援事業を開始しています。

（単位:件）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
利用件数	213	192	191	206	260

⑺　外来リハビリテーション

卒・退園児等の保護者からの要望に応じて、外来診療のリハビリテーションを行っています。

（単位：人）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
延人数	2,027	1,754	1,782	1,731	1,713

3　児童発達支援センター「あおぞら園」

⑴　設置目的

児童福祉法に規定された児童発達支援センターです。障害児について日常生活や社会生活に必要な知識技能の習得を支援します。

⑵　施設の概要

①　所在地

明石市二見町東二見1836番地の１　ふれあいプラザあかし西2階

②　沿革

平成20年6月　「知的障害児通園療育施設条例」が制定される

平成20年12月　施設の指定管理者として社会福祉法人三田谷治療教育院が決まる

平成21年4月　明石市立「あおぞら園」として運営がはじまる

平成24年4月　改正児童福祉法の規定により児童発達支援センターとしてみなし指定を受ける

平成25年4月　児童福祉法の規定により児童発達支援センターとして指定を受ける

平成26年4月　児童福祉法の規定により保育所等訪問支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の指定を受ける

③　規模

建物面積　865.55㎡　ふれあいプラザあかし西2階

定員　30人

④　開園日

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時30分～午後2時30分

⑤　指定管理者

社会福祉法人三田谷治療教育院（芦屋市楠木町16番5号）

⑶　事業概要

①　通所事業

知的発達に支援が必要な就学前の児童が、通園バスにより単独で通園します。

②　運営方針

成長が著しい幼児期に個別的な発達援助のための様々な訓練や保育を行い、地域社会への参加や適応を支援します。

③　施設利用者数の推移　（各年度3月31日現在　単位：人）

年　度	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３
契約数	31	30	30	30	30
延人数	6,541	6,445	6,319	6,637	6,503

④　保育所等訪問支援事業

保護者からの要望に応じて学校や幼稚園、保育所などへ訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援を行う保育所等訪問支援事業を平成２６年度から行っています。

（単位：件）

年度	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３
訪問件数	90	88	71	43	24

⑤　障害児相談支援事業

児童通所支援等の福祉サービスの利用を調整し、サービス等利用計画を作成する障害児相談支援事業を平成２６年度から行っています。

（単位：件）

年度	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３
利用件数	388	410	475	499	490

４　児童発達支援事業「きらきら」

⑴　事業概要

就学前の児童を対象とし、1部は保護者同伴で通園し、お子さんへの家族の関わり方を実際の療育を通じて学んでもらうとともに、相談を通じた家族支援を行っています。2部は単独で通園し、小集団での療育を通じて、集団でのルールやコミュニケーションを学べるよう支援してい

ます。

① 開園日

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）、週1回から2回の利用

1部　午前10時～午後2時、2部　午後2時～午後4時

② 定員

10人（1部2部あわせて）

③ 指定管理者

社会福祉法人三田谷治療教育院

④ 利用者の推移　（各年度3月31日現在　単位：人）

年　度	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３
契約数	47	47	46	46	47
延人数	1,908	1,971	1,995	2,027	1,779

障 害 者 施 策

～障害のある人もない人もともに暮らすまちづくり～

国連障害者権利条約の批准を目的とした国における障害者制度改革の動向を踏まえ、障害のある人への差別を解消し、障害のある人もない人もお互いに理解し合い安心して暮らせる共生のまちづくりの実現を目的に、市としての条例づくりと条例にもとづく施策を進めるための業務を行っています。

1　手話言語・障害者コミュニケーション条例について

⑴　条例制定までの経過

平成 26 年 9 月に障害者（ろう者・難聴者・視覚障害者）と各コミュニケーション支援従事者や学識経験者からなる検討委員会を設置し、11 月までの間に 4 回開催しました。さらに、上記委員以外のコミュニケーションが困難な障害者からもヒアリングを実施するなど、障害当事者の方の声を聞き取った上で、条例案のとりまとめを行いました。

検討委員会で話し合った項目は、以下のとおりです。

① 第 1 回検討委員会（平成 26 年 9 月）
- 条例の趣旨と位置づけ
- 関係法令の動向（障害者権利条約、障害者基本法、他都市の手話言語条例等）
- 委員からの意見をもとに、委員相互のコミュニーションの現状と課題の確認
- 明石市における障害者手帳所持者数の現状と条例対象者の把握

② 第 2 回検討委員会（平成 26 年 10 月）
- 委員以外の個別当事者（盲ろう者、喉頭摘出障害者、知的障害者）からのヒアリングの実施
- コミュニケーション手段の利用促進に関する課題の整理

③ 第 3 回検討委員会（平成 26 年 11 月）
- 条例概要案（素案）の提示と質疑
- 発達障害に関するコミュニケーション手段
  （発達支援センター相談員からのヒアリングの報告）

④ 第 4 回検討委員会（平成 26 年 11 月）
- 条例素案の提示と承認
- 障害者を含めたすべての市民への条例の周知方法の検討

⑵　条例の制定及び施行

上記委員会等における検討を受け、「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」は、平成 27 年 3 月 31 日に制定されました。（同年 4 月 1 日より施行）

⑶　条例に基づく取組

① 意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）の要綱を改正し、派遣内容の制限や手帳所持の要件をなくすなど大幅に見直しを行いました。

② 手話検定等を活用した職員研修を実施しました。

③　平成 27 年度から 29 年度までは３年間で、平成 30 年度及び令和元年度は２年間で、市内の全市立小学校（28 校）を対象に手話体験教室を実施しました。

④　視覚障害者用の情報入手支援にかかる日常生活用具を支給対象としました。（災害情報への迅速なアクセス用に地デジラジオの給付の拡大）

⑤　知的障害・発達障害のある人を含めて、多くの市民が利用できる条例の「わかりやすい版」パンフレットを作成しました。

⑥　障害者施策や事業の体制をさらに充実させるため、手話通訳士等の資格を有する任期付職員を採用しました。

⑦　本庁と総合福祉センター、総合福祉センター新館、あかし総合窓口、市民センター（３カ所）、あかし案内所及びふれあいプラザあかし西との間で、タブレットを使用した聴覚障害者向けの遠隔手話通訳対応ができるようになりました。

⑧　市後援行事で手話通訳者・要約筆記者を配置する際の必要な費用の半額を助成する制度を創設しました。

⑨　点字プリンターの導入により、点字を希望する視覚障害者に対して、市政情報等に関する文書等について点字対応を行うことができるようになりました。

⑩　市立図書館に、拡大読書機、録音図書再生機等を配備し、読書しやすい環境づくりを推進しました。

⑪　既存のハザードマップの音訳版を基に、可能な限り災害時避難情報等を点訳することで、視覚障害者に対する伝達手段を充実しました。

⑫　聴覚障害者が手話で利用できる公衆電話ボックス「手話フォン」を日本財団の協力により、平成 30 年 2 月にあかし市民広場に設置し、自治体としての設置は全国初となりました。

⑷　施策推進協議会の設置

障害当事者や支援事業者、有識者等の声を十分に聴き、当事者目線でコミュニケーション施策を推進することにより、条例を実効性のあるものにしていくために明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会を設置しました。

（参考）施策推進協議会開催回数

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
2 回	1 回	1 回	1 回	1 回

障害者コミュニケーション関連施策の進捗状況と実績の報告

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（個人派遣）

年　度	手話通訳	要約筆記
平成 29	783 件	142 件
平成 30	742 件	186 件
令和元	596 件	177 件
令和 2	362 件	107 件
令和 3	404 件	116 件

② 市主催行事及び市後援行事における手話通訳者･要約筆記者の配置状況

年　度	手話通訳	要約筆記
平成 29	148 件	142 件
平成 30	173 件	192 件
令和元	206 件	207 件
令和 2	33 件	27 件
令和 3	40 件	68 件

※平成 28 年度までは件数でカウント。平成 29 年以降は派遣人数でカウント

③ 市後援行事助成

年　度	件　数	助成額
平成 29	2 件	38,900 円
平成 30	3 件	65,445 円
令和元	3 件	71,130 円
令和 2	0 件	0 円
令和 3	0 件	0 円

④ 市立小学校での手話教室の開催

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
9 校	19 校	22 校	―	2 校

※明石小学校難聴学級（対象：児童、保護者）においては平成 27 年 6 月から平成 29 年 3 月まで概ね月 1 回開催し、平成 29 年度は 4 回、平成 30 年度は 3 回、令和元年度は 2 回開催しました。

※令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響により開催できなかったため、学習用ＤＶＤを作成し、市立小学校及び養護学校に配付しました。

⑤ 職員研修の実施等

年　度	手話基本研修	手話中級研修	手話検定の受験料助成
平成 29	107 名	―	32 名
平成 30	100 名	15 名	25 名

令和元	119 名	11 名	15 名
令和 2	―	―	―
令和 3	―	―	―

※令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響により、研修及び手話検定の受験料助成は実施しませんでした。

⑥ タブレット端末による遠隔手話通訳サービス

総合福祉センター、総合福祉センター新館、あかし総合窓口、市民センター（３カ所）、あかし案内所及びふれあいプラザあかし西にタブレット端末を設置し、障害福祉課の手話通訳者が遠隔手話通訳で対応しました。

【遠隔手話通訳利用件数】

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
59 件	57 件	54 件	44 件	42 件

2　障害者配慮条例について

⑴　条例制定までの経過

国の障害者差別解消法の施行（平成 28 年４月１日）に合わせて、市の障害者差別解消に関する条例の成立を図ることを目標に、平成 27 年５月から 11 月までに４回の検討会を実施しました。検討会は、障害種別ごとの団体や福祉・医療・教育関係者、商店街を代表する事業者や交通事業者、学識経験者、法律関係者、行政関係者、公募市民など 26 名の委員により熱心な議論を行いました。

検討会で話し合った項目は、以下のとおりです。

① 第１回検討会（平成 27 年５月）

・障害者差別解消法施行に向けた動向

・障害を理由とした差別と思われる事例収集の報告

第２回検討会に向けた取組

・「障害のある人もない人も共に暮らすまちづくり」フォーラムの開催（６月）

・タウンミーティングの実施（市内２か所）（７月）

・事業者アンケートの実施（明石市商工会議所の協力）

アンケート送付 579 件に対し、回答は 157 件でした。（８月）

---

② 第２回検討会（※第１回モデル会議として開催）（平成 27 年８月）

・タウンミーティングと事業者向け書面ヒアリング結果の報告

・地域協議会の在り方について（内閣府アドバイザーによる説明）

③ 第３回検討会（第２回モデル会議）（平成 27 年 10 月）

・条例（素案）の検討

④ 第４回検討会（第３回モデル会議）（平成 27 年 11 月）

・条例（素案）のまとめ

※「モデル会議」は、内閣府の「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業」の指定を受けて実施したものです。

⑵ 条例の制定及び施行

上記検討会等における検討を受け、「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例(以下「障害者配慮条例」という。)」は、平成 28 年３月 24 日に制定されました。(同年４月１日より施行)

⑶ 条例の特徴

① 合理的配慮の提供支援

小規模な民間の商業者や地域の自治会、サークルなどが合理的配慮の提供で発生する費用の負担感を和らげるために、全国で初めて創設された「合理的配慮の提供を支援する助成制度」を実施します。また、商業者等がすでに実施している障害の状態に応じた工夫や変更、調整等の好事例を参考に、助成制度のさらなる活用について検討していきます。

② 相談・助言の対応

差別と思われる事案が起きてしまったときのために、障害のある人やご家族、支援者、相手方の事業者からの相談を受け、相談・調整を行う窓口を設けて、必要な情報共有と連携を図ります。

③ 障害理解の研修・啓発などの普及

障害のある人に対する誤解や偏見、無理解や、合理的配慮に関する情報不足が引き金となって発生する差別を解消していくために、地域の実情を踏まえた障害理解に関する研修・啓発等の取組を行います。

⑷ 地域づくり協議会の設置

障害のある人への差別をなくす取り組みを地域全体で進めるために、障害者配慮条例に基づいて「明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会（以下「地域づくり協議会」という。)」を設置しました。

合理的配慮の提供支援、相談事例への対応、障害理解の研修啓発などをはじめ差別をなくすための様々な取り組みについて､障害のある人や福祉･医療・教育に携わる関係者、民間事業者や学識経験者、法律関係者、行政関係者、公募市民等の方々と協議を行っています。

地域づくり協議会は市長の附属機関であり、相談事案に関するあっせん

の申立てに対応するあっせん部会を設置しています。また、必要がある場合には、差別の解消に関する案件について地域づくり協議会でとりまとめた意見を市長に提出することができます。

（参考）地域づくり協議会開催回数

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
4 回	2 回	2 回	1 回	1 回

⑸　条例に基づく取組

①　合理的配慮の提供支援に係る公的助成制度

障害者配慮条例に基づき、「合理的配慮の提供支援に係る公的助成制度」を創設しました。民間事業者や自治会等が障害のある人への配慮を提供するための環境整備に係る費用を助成するだけでなく、制度利用を通じて事業者等の障害理解の促進を目指す制度として実施しています。

平成 29 年度から令和３年度までの５年で点字メニューの作成や筆談ボードの購入など合計 501 件の申請があり、12,697,752 円を助成しました。

年　度	件　数	助成額
平成 29	121 件	1,529,461 円
平成 30	88 件	3,649,184 円
令和元	78 件	2,418,650 円
令和２	64 件	2,291,338 円
令和３	20 件	2,036,848 円

②　啓発の取組

平成 28 年７月下旬から８月上旬にかけて、障害のある人とない人の交流の機会として、条例の考え方等の共有と意見交換を目的とした市民タウンミーティングを市内４か所（本庁地区、大久保地区、魚住地区、二見地区）で開催し、95 名の市民に参加いただきました。また、その後も事業者やサークル、地区社協など幅広い対象者から申請いただき、障害者配慮条例や共生のまちづくりについてわかりやすくお伝えする出前講座を実施しています。

平成 29 年度からは、障害のある人とない人が体験交流できるイベントとして「こどもユニバーサル交流会」（平成 30 年度・令和元年度は「あかしユニバーサル交流会」として実施）や「春旬祭」での車いす・アイマスク体験の実施。障害者スポーツを体験できる市民参加型交流イベント「パラスポーツスタジアム」（平成 29 年度実施）を開催しました。令和元年度は、「市民みんなで考えるフォーラム in あかし」を開催し、

183 名の市民に参加いただきました。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、体験交流は行わず、障害当事者などが出演するユニバーサル社会に向けた啓発動画の上映や展示を行う「明石に集まれ！みんな本気フェスタ」を開催しました。

③　研修の実施

市職員研修としては「対応要領を周知する研修」「ユニバーサルマナー研修」のほか、それぞれの障害に特化し、視覚障害・知的障害・精神障害・発達障害の理解研修、車いす体験研修を実施しました。新人研修では、カリキュラムの中に「障害理解」をテーマとした内容を組み込んで実施しました。また、ユニバーサルマナー研修は民間事業者や高校生も対象として実施しました。その他民生児童委員の障害福祉専門部会の中でも障害者配慮条例や合理的配慮について具体的に伝える内容の研修を実施しました。

④　相談対応

障害者配慮条例に基づき 4 つの相談窓口（福祉総務課障害者施策担当、障害福祉課、基幹相談支援センター、発達支援センター）を設け、障害を理由とした差別に関連する相談を受けました。いずれの相談も、あっせん申立てや調整会議の開催には至らず、相手方との調整を希望しない案件が多数を占めました。

相談件数

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
10 件	3 件	18 件	6 件	7 件